


# 意見募集（パブリックコメント）

市では、「第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたり、次のとおり皆さんからご意見を募集しています。

## －募集する意見－

名称	第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）		
内容	令和6年度から同8年度を期間として、高齢者が健康で生きがいを高め、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるための高齢者施策および介護保険事業を実施するために策定する「第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）」に対するご意見		
詳細・提出	介護保険係 TEL：74-4182 FAX：55-2301 Eメール：kaigohoken@city.sunagawa.lg.jp 郵送：〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1-1 砂川市役所介護保険係宛		<a href="#">市ホームページ</a>

- ・ **応募対象** 市内に在住、在勤、在学している方、その他本計画に関係する個人または団体など
- ・ **提出方法** 所定の様式に必要事項を記入のうえ、FAX、Eメール、郵送、閲覧場所に備え付けの意見箱に投函、または市ホームページ内のパブリックコメント専用フォームでご提出ください。いただいたご意見などは、市ホームページおよび市役所1階ロビー（情報公開コーナー）にて公表します（応募者の氏名・住所は除く）。
- ・ **閲覧場所** 市ホームページ、市役所1階ロビー、公民館、ふれあいセンター、地域交流センターゆう、南地区・北地区コミュニティセンター、北光・南吉野・石山・宮川・空知太老人憩の家
- ・ **応募期間** 2月22日(木)まで

パブリックコメントとは、公的機関が計画や条例などを策定するときに、案の段階で意見・要望などを募集し、寄せられた意見・要望などを考慮しながら案を決定するとともに、それらに対する考え方もあわせて公表していく制度です。

## 空き家・空き地を紹介＆募集中！

砂川市住み替え支援協議会では、市ホームページで空き家・空き地の物件の情報提供を行っています。ご自分が居住していた（相続したものを含む）住宅を登録し、売買または賃貸の契約が成立後に所定の申請をすると市から補助金（売買10万円、賃貸5万円）が交付されます。登録に関するご相談は下記へお問い合わせください。 〇砂川市住み替え支援協議会（住生活支援係内）Tel 74-8758

[空き家・空き地情報](#)  
(市ホームページ)



## 冬期間の空き家の管理にご注意ください！

空き家は所有者や管理者の目が届きにくいと、雪が落下して隣の建物を壊したり道路を塞いだりするなど重大な事故につながることもあり、人命に関わることになると取り返しがつきません。所有する空き家が原因で第三者に被害を与えた場合は所有者や管理者が責任を負うこととなりますので、次の点に注意して適正に管理しましょう。

### ○冬期間の空き家管理のポイント

- ・ 建物の状況を定期的に確認してください。
- ・ 自分で確認できない場合は親類や近所の方などに依頼し、状態を把握するようにしてください。
- ・ 建物が損傷している場合は建材が飛散しないようにしてください。
- ・ 周囲や道路に大きな雪が落下しないよう、早めに落として除雪してください。
- ・ 屋根の雪が大量になるまで放置せずに雪下ろしをしてください。

適正な管理がされていない所有者不明の空き家については、下記へご相談ください。  
〇建築指導係Tel 74-8760

## ★空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が 令和5年12月に施行されました

管理指針に即した指導・勧告の対象になると固定資産税の控除が受けられなくなります。詳細は国土交通省ホームページをご確認ください。



[国土交通省  
ホームページ](#)